

令和6年度伊豆の国市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全水田面積に占める主食用米面積の割合が約60%で、転作作物に占める、イチゴ・ミニトマトの面積が多く、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいる。

全国的に主食用米の需要が減少する中、当該地域では、他の作物の作付に転換を促進することで、水田のフル活用を図り、水田作付面積を維持することが必要となる。

一方で、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られ、不作付地の拡大も課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

従来からの基幹作物であるイチゴ・ミニトマトの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

基幹的農業従事者の高齢化や若い新規就農者の減少等、農業の担い手の面においても弱体化しつつあるため、新たな視点からの生産体制の再編と強化が必要となってきている。

今後は、農地利用状況調査を利用し、水田の利用状況を現地調査にて点検を行う。また、新たに農業経営を行おうとする青年等新規就農者を確保するとともに、畠地化支援を活用し、特に施設園芸や花きを中心とした銘柄産地づくりを通じて競争力ある産地としての維持・形成を図る。

水稻等との輪作体系による栽培が可能な高収益作物においては、連作障害回避に向けたブロックローテーションを推進し、地域農業の発展を目指すものとする。

水稻作付に活用される見込みの有無等を営農計画書等により状況把握を行い、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畠作物のみを生産し続けている水田については、畠地化を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

静岡県農業再生協議会で提示する静岡県産米の需要予測を基に、需要に応じた作付

面積を確保するとともに、売れる米づくりを目指した生産を行う。

(2) 備蓄米

生産者にとっては、米価の変動に左右されず、所得の見通しを早期に立てられるメリットがあることから、備蓄米の生産について奨励する

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が見込まれる中、飼料用米を転作作物の1つに位置づける。

地域の高齢化により、農地の規模収縮が見られる中、作付面積を維持し、安定供給を図る。

また、飼料用米の生産拡大にあたっては、国からの産地交付金を活用した多収品種の導入を進め、さらに富士伊豆農業協同組合との連携を強化して、転作を促していく。また、市内の畜産農家への稻わら供給体制を強化し、耕畜連携の取組を進めていく。

イ 米粉用米

飼料用米の作付増加に対して、取り組みが進んでいない。近年、小麦等の穀物価格の高騰から、需要の拡大が見込まれるため作付取組を推進する。

ウ 新市場開拓用米

飼料用米の作付増加に対して、取り組みが進んでいない。生産者に産地交付金の周知を行い、栽培の取り組みを誘導する。

エ WCS用稻

飼料用米の作付増加に対して、取り組みが進んでいない。ほ場条件が悪い農地でも、生産が可能であるため排水不良田や未整備田での作付取組を推進する。

オ 加工用米

飼料用米の作付増加に対して、取り組みが進んでいない。生産者に産地交付金の周知を行い、栽培の取り組みを誘導する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

他作物に比べ、取り組みが進んでいない。飼料作物については、近年飼料価格の高騰が問題となっているため、作付取組を推進する。

(5) そば、なたね

現行の栽培面積を維持する。

(6) 地力増進作物

他作物に比べ、取り組みが進んでいない。生産者に産地交付金の周知を行い、栽培の取り組みを誘導する。

(7) 高収益作物

従来の振興品目である、「葉ネギ」、「バレイショ」、「ホウレンソウ」、「チンゲンサイ」、「タマネギ」、「サトイモ」、「プチヴェール」、「ブロッコリー」、「ニンニク」、「ズッキーニ」、「ウコン」、「ショウガ」、「キュウリ」を中心に、野菜の生産を拡大する。

また、「イチゴ」、「トマト（ミニトマト）」、に関しては、栽培面積の拡大を図る。

「花き、花木」、「果樹」に関しては、現行の栽培面積を維持する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	309.86		309.86		309.86
備蓄米					
飼料用米	0.66		0.66		0.66
米粉用米					
新市場開拓用米					
WCS用稻					
加工用米	5.56		5.56		5.56
麦	0.22		0.22		0.22
大豆	0.05		0.05		0.05
飼料作物					
・子実用とうもろこし					
そば	0.59		0.59		0.59
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	90.36		90.36		90.36
・野菜	78.9		78.9		78.9
・花き・花木	3.54		3.54		3.54
・果樹	7.92		7.92		7.92
・その他の高収益作物					
その他					
・○○					
畠地化					

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	飼料用米（基幹作）	飼料用米のわら利用 (耕畜連携)	作付面積	(R5年度) 0.66ha	(R6年度) 0.66ha (R7年度) 0.66ha (R8年度) 0.66ha
2	飼料用米（基幹作）	飼料用米の多収品種への取組	作付面積	(R5年度) 0.66ha	(R6年度) 0.66ha (R7年度) 0.66ha (R8年度) 0.66ha
3	そば（基幹作）	そばの作付取組	作付面積	(R5年度) 0.59ha	(R6年度) 0.59ha (R7年度) 0.59ha (R8年度) 0.59ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：静岡県

協議会名：伊豆の国市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米のわら利用(耕畜連携)	3	6,140	飼料用米(基幹作)	わらが確実に飼料として利用され、飼料用米については、子実が飼料又は飼料の種苗として利用されていること。
2	飼料用米の多収品種への取組	1	5,670	飼料用米(基幹作)	国が指定する多収品種を作付し、収穫・販売すること。
3	そばの作付取組	1	20,000	そば(基幹作)	そばを作付し、収穫・販売すること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)利用供給協定に含まれるべき事項

1 わら利用(わら利用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稻わら利用の取組)

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項